



「共謀罪」パート2 4

ハイジャック計画 現行法でも摘発できる？

ある過激派グループを捜査中の男性捜査員(36)は、内通者からこのグループが航空機のハイジャックを計画しているとの情報を得た。グループ内でやりとりしているメールを入手したところ、すでに逮捕されている仲間の1人を釈放するよう要求するのが目的のようだ。一部のメンバーがチケットを手配していたことも確認できた。犯行は翌日に迫っている。

ハイジャック防止法は、暴行や脅迫を伴って航空機を支配する行為を処罰対象にしている。政府が近く閣議決定する「共謀罪」法案によれば、計画を実行するための「準備行為」があれば取り締まることは摘発できないが、グルー

準備行為とは 過激派グループ

ハイジャックを計画



チケットを手配

組織のメンバー全員を逮捕できる？ 予備罪では取り締まれない？

捜査当局



プの一部がチケットの予約のほか、凶器を購入するたの資金を用意したり、空港を下見したりした段階で、関わったメンバー全員か。ハイジャック防止法な

ど重大な犯罪の一部には、凶器を用意するなど準備行為の段階で摘発できる「予備罪」がすでにある。野党は「共謀罪がなくても対応できるのではないか」と主張している。民進党の福山哲郎氏は参院予算委員会で、ハイジャック計画を例に追及。法律の専門書などに、チケットを購入した時点で予備罪が適用できるとする記述があることを指摘した。

やライフルなどを用意しても破壊活動防止法の予備罪が適用できないとした東京高裁の1967年の判例を引き合いに反論した。そのうえで、ハイジャック計画をチケット購入段階で取り締まりできるかについて、「(予備罪が適用できて)有罪になることもあるが、必ずしも当然ならぬ可能性もある」として、現実な取り締まりのために法整備が必要だと強調した。

これについて法案に反対する一橋大学の萬野學之教授(刑事法)は、「現在の法律で十分に対応できる」とみる。ハイジャック計画で、もし予備罪を適用できなくても、偽名でのチケットの予約は私電磁的記録不正作成容疑、凶器の準備は凶器準備集合の容疑で取り締まるのが可能だ、と指摘する。「今の法律で対処できないような準備行為を、個別に明示して議論すべきだ。なんでもかんでも網を広げるのは乱暴だ」と萬野教授は話す。

(久保田一博)